

ヒメマス解禁！！

～きまりを守って楽しい釣りをしましょう～

遊漁船船揚場を利用する時は、次の事項をまもりましょう。

1. 解禁期間は6月1日から6月30日までです。
2. 期間中の釣り時間は、次のとおりです。なお、釣り時間から船出しましょう。
4：00から19：00まで
3. ステッカーは見える場所に貼付し、安全航行に心掛けて下さい。
4. 救命胴衣は必ず着用して下さい。
5. 遊漁船船揚場には、工作物の設置などボート以外の設備を持ち込むことは禁止されています。また、火気を使用することも禁止されています。
6. 環境保全や清掃につとめ、又地域に迷惑をかけないように心がけて下さい。
7. 自家用ボートの搬入は、5月23日（土）からとし、6月30日（火）までに持ち帰って下さい。
8. 車は必ず駐車場に置き、路上での駐車は禁止にします。
9. 立木の伐採や地形を変える行為は法により罰せられます。
10. 遊覧船の航路には大変危険ですからはいらないで下さい。
航路を横断する時は、遊覧船の後尾を通過して下さい。
11. ゴムボートでの釣りは危険ですのでご注意下さい。
12. 悪天候の時は、出漁を中止し、又は早期避難を心がけて下さい。
13. 洞爺サンパレス付近沖合300m以内は、入浴施設がありますので遊漁船等での釣りはしないでください。

【洞爺湖遊漁船対策協議会】

北海道森林管理局後志森林管理署／支笏洞爺国立公園洞爺湖管理官事務所／北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部洞爺出張所／伊達警察署／洞爺湖町／壮瞥町／洞爺湖漁業協同組合／洞爺湖水域安全運行協会／洞爺湖舟艇協同組合

解禁区域図

1. 今年の遊漁船船揚場は、次のとおりです。
洞爺湖町月浦（町有地側 宮崎さん側）
2. 遊漁船船揚場の使用は、洞爺湖町観光振興課で手続きをし、船揚場利用料を納付して下さい。
3. 遊漁船船揚場の使用期間は、5月23日（土）から6月30日（火）までです。
4. 船揚場利用料金は前納とし、手こぎボートと原動機ボートとの区別なく、1ヵ月で5,000円です。
5. 湖岸へのボートの出し入れは、指定された場所がありますので監視人の指示に従って下さい
6. 遊漁船船揚場・駐車場内での盗難及び破損等の損害については責任を負いかねますので、ご承知の上ご利用下さい。

《禁漁区（周年）》



○詳細については、洞爺湖漁業協同組合 HP をご確認ください→